



■ 目次

FAS 141(R)に基づく偶発事象の会計処理の修正提案に関するFASBの決定を扱ったPwC DataLine
金融保証保険契約に関する新しい要件を論じるPwC DataLine
PwCが認識中止および連結のガイダンスの包括的な見直しの実施をFASBに提言
PwCが AU 722「期中財務情報」の修正案に対する支持を表明
FASBが非公開企業に対するFIN 48の適用日延期案に対するコメントを募集
その他のFASB関連記事
SECとFASBが金融機関は米国政府に対して発行したワラントを資本に分類可能であると発言
FASBとIASBが世界的金融危機に関する最初の円卓会議を11月14日に開催
ASBが電子確認状の利用に関する解釈指針の改定を公表

■ FAS 141(R)に基づく偶発事象の会計処理の修正提案に関するFASBの決定を扱ったPwC DataLine

先週の会議において、米国財務会計基準審議会(FASB)は、FASBが関係者から提起された問題点の審議をさらに進める間、FASB基準書第141号(R)「企業結合」(FAS 141(R))の偶発事象に関する規定の修正を提案することを可決しました。修正案の主要項目は以下の通りで、コメント募集は11月後半から12月前半となる予定です。

- 取得前から存在する偶発事象は、公正価値を合理的に見積可能である場合には、当初は取得日現在の公正価値で測定されることになる。
- 損失リスクの発生可能性がほとんどなくなった場合には、偶発負債の認識を停止する。現在、FAS 141(R)では、取得した偶発資産・負債は偶発事象が解決した場合にのみ認識停止となるとしている。
- 偶発的対価についてはこの修正の影響を受けず、引き続きFAS 141(R)に基づいて会計処理される。
- この修正の適用日案はFAS 141(R)の適用日と同一となる予定。すなわち、2008年12月15日以降に開始する最初の報告年度以降の取得日の企業結合から適用となる。

FASBは2009年3月までにこの修正案を最終化することを予定しています。2009年第1四半期に取引を予定している企業はFASBの審議をよく観察しておくべきでしょう。最終修正の公表が遅延する場合には、既存のFAS 141(R)の認識規定および測定規定の適用が要求されるかもしれません。

DataLine 2008-27において、プライスウォーターハウスクーパースがこの修正案について論じています。

▼ CFOdirect Networkのメンバーは、このDataLineの全文を以下のウェブサイトからご覧いただけます。
<http://www.cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jsp?ContentCode=AALN-7L4M6L&SecNavCode=TMCB-4L9HAT&ContentType=Content>

■ 金融保証保険契約に関する新しい要件を論じるPwC DataLine

2008年5月、FASBは保険会社が発行した特定の金融保証保険契約に関する保険料収入および賠償請求による負債の認識と測定に関するガイダンスを提供し、特定の関連開示を義務付けるFASB基準書第163号(FAS 163)を公表し

した。

FAS 163は実務上の多様性を廃し、これらの契約に関する開示を強化するために策定されました。新要件は、これらの契約に適用されていた歴史的な会計モデルの重要な変更を意味しています。FAS 163は2008年12月15日より後に開始する会計年度およびそれらの会計年度に属する期中期間に発行された財務諸表から適用となります。早期適用は認められていません。しかしながら、特定の開示要件については、新基準発行後に開始する最初の期中期間から適用となります(例:12月決算会社については2008年7月1日に開始する四半期から適用)。

PwC DataLine 2008-28ではFAS 163の主要な規定について議論し、適用に関するPwCの洞察を提供しています。

▼ CFOdirect Networkのメンバーは、このDataLineの全文を以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpf?ContentCode=AALN-7L62P5&SecNavCode=TMCB-4L9HAT&ContentType=Content>

■ PwCが認識中止および連結のガイダンスの包括的な見直しの実施をFASBに提言

PwCはFASBの基準書案「金融資産の譲渡 — FASB基準書第140号の修正およびFASB解釈指針第46号(R)の修正」に関するコメントレターを提出しました。PwCは、金融資産および変動持分事業体の譲渡に関し、透明性を向上させるとともに財務諸表の利用者に対してより関連性が高く、適時かつ信頼性の高い情報を提供しようとするFASBの全般的な試みを支持します。

このコメントレターの中で、PwCはFASBに対して認識停止および連結に関するすべてのガイダンスの包括的な見直しの実施と、すべてのタイプの企業による一貫した適用の可能な原則ベースの単一の連結フレームワークの作成を提言しています。また、PwCではこのような試みは、国際財務報告基準(IFRS)および米国で一般に公正妥当と認められた会計原則(US GAAP)とのコンバージェンスを促進し、重要な新しい差異を創出してしまうリスクを最小限にするため、国際会計基準審議会(IASB)と協調させるべきであると考えています。

しかしながら、PwCは現在の市況を考慮すれば、二つの審議会が認識停止および連結に関するすべてのガイダンスをレビューする包括的プロジェクトを実施するにはさらに時間が必要であること、その一方で現在のモデルに関連する懸念事項には適時に対応する必要があることを認識しています。従って、PwCではFASBの修正案の一部の側面(適格特別目的事業体概念の廃止や開示強化など)について、短期的に会計および開示モデルを改善させる部分的な解決方法として支持します。

▼ CFOdirect Networkのメンバーは、PwCのコメントレターの全文を以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpf?ContentCode=EDYR-7L2K2F&SecNavCode=ASPP-4MMPBF&ContentType=Content>

■ PwCが AU 722「期中財務情報」の修正案に対する支持を表明

PwCは、監査基準審議会(ASB)によるAU 722「期中財務情報」の修正案に対する支持を表明したコメント・レターを提出しました。この修正案は非発行体(米国証券取引委員会(SEC) Rule 144Aに基づく証券の売り出しを行う企業または未公開株式の取引を行う企業を含む)の期中財務情報のレビューに対応するものです。

▼ CFOdirect Networkのメンバーは、PwCのコメントレターの全文を以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpf?ContentCode=EDYR-7L2LS7&SecNavCode=MSRA-74AMRC&ContentType=Content>

■ FASBが非公開企業に対するFIN 48の適用日延期案に対するコメントを募集

FASBはFASB職員意見書(FSP)草案 No. FIN 48-c「一部の非公開企業に対するFASB解釈指針第48号の適用日」に対するコメントを募集しています。このFSP案は、非公開の非営利組織を含む、一部の非公開企業に対するFIN 48の適用日をさらに1年間延期するものです。この案は非公開企業に対する2回目の適用延期で、2008年12月15日より後に開始する会計年度から適用開始とするものです。公開企業の連結対象である非公開企業および最終FSPの発行前に年度の財務諸表一式にFIN 48を適用済みの非公開企業はこの延期措置の適用対象にはなりません。

FASBは、提案されている延期期間中に、パススルー・エンティティおよび非営利組織に対するFIN 48の適用ガイダンスの作成を進め、非公開企業に対する開示要件の修正を行うことを予定しています。

このFSP案に対するコメント募集は2008年12月3日までです。

▼ このFSP案の全文は以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。

http://www.fasb.org/fasb_staff_positions/prop_fsp_fin48-c.pdf

■ その他のFASB関連記事

プロジェクトの更新: FASBは以下のプロジェクトの概要を更新しました。

- 概念フレームワーク・プロジェクト
http://www.fasb.org/project/conceptual_framework.shtml
- 非営利組織による合併と買収
<http://www.fasb.org/project/nfp.shtml>
- FAS 141(R) - 企業結合における偶発事象から生じる資産および負債
[http://www.fasb.org/project/fas141\(r\)_assets-and-liabilities-in-BC.shtml](http://www.fasb.org/project/fas141(r)_assets-and-liabilities-in-BC.shtml)

Weekly Action Alert: Action Alert No. 08-45 は以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.fasb.org/action/aa110608.shtml>

■ SECとFASBが金融機関は米国政府に対して発行したワントを資本に分類可能であると発言

不良資産救済プログラム(TARP)の一部をなす資本注入プログラムに基づき、流動性の問題を抱える金融機関は現金と引き換えに米国財務省へワントを販売することができます。最近公表された、SECの主任会計士代理およびFASBのテクニカル・ディレクターによる財務省へ宛てた書簡は、これらのワントの会計処理に関するSECおよびFASBの見解を伝達しています。

ワントの発行体に十分な権限があり、決済時に発行要求される可能性のある種類の株式を発行しておらず、その他に必要な株主の承認を得ていることを条件に、SECとFASBは金融機関がワントを永久資本に分類することに異議を唱えないとこの書簡に述べられています。さらに、金融機関が必要な株主の承認(十分な承認を受けているが未発行の、決済時に発行要求される可能性のある種類の株式に関する株主の承認を含む)を得られない場合においても、金融機関がワントを発行する四半期末までに十分な承認を確保するために必要なアクションを実施することを条件に、ワントを永久資本に分類することに異議を唱えないとしています。

ワントを永久資本へ分類することは、ワントの市場価値が下落した場合に金融機関は損益計算書上損失を認識する必要がないということを意味しています。

▼ この書簡の全文は以下の財務省ウェブサイトからご覧いただけます。
<http://www.treas.gov/press/releases/reports/secfasbletter.pdf>

■ FASBとIASBが世界的金融危機に関する最初の円卓会議を11月14日に開催

IASBとFASBは全3回の円卓会議の第1回をロンドンで11月14日に開催する旨を公表しました。この議論は、世界的金融危機によって引き起こされた潜在的な財務報告上の問題点を識別しようとする両審議会を支援するために行われます。この円卓会議では、緊急かつ迅速な配慮を必要とする会計上の問題点を両審議会が識別するのを助ける、財務諸表の利用者および作成者、政府、規制当局、およびその他の人々によるインプットを見込んでいます。

▼ 第1回の円卓会議開催のプレスリリースは以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。
<http://www.fasb.org/news/nr110308.shtml>

■ ASBが電子確認状の利用に関する解釈指針の改定を公表

監査基準審議会(ASB)はAU Section 330「確認プロセス」の監査解釈指針第1号「電子確認状の利用」の改訂を公表しました。このガイダンスは電子確認状に関連するリスクおよび電子的に受領した情報の信頼性を強化するためのシステムとプロセスに関する監査人の検討事項について論じています。

▼ この解釈指針の全文は以下のアメリカ公認会計士協会ウェブサイトから入手できます。
http://www.aicpa.org/download/auditstd/AU_9330_110308.pdf

お問い合わせ: あらた監査法人(ブランド&コミュニケーションズ)

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
新丸の内ビルディング32階(〒100-6532)
電話: 03-6858-0179(直通)
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 153 カ国に 155,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計および監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2008 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.